

[REDACTED]  
法務省民二第536号

令和4年4月14日

法務局民事行政部長 殿  
地方法務局長 殿

法務省民事局民事第二課長

表示に関する登記における筆界確認情報の取扱いについて（依命通知）  
標記については、本日付け法務省民二第535号民事局長通達が発出されたところですが、同通達に係る取扱いの詳細について、別添のとおり「表示に関する登記における筆界確認情報の取扱いに関する指針」（以下「指針」という。）を定めましたので、指針を踏まえて、各局の不動産の表示に関する登記の事務取扱要領等における筆界確認情報の取扱いを整理し、適正かつ効率的な事務処理を行うよう、貴管下登記官に周知方取り計らい願います。

なお、本件については、日本土地家屋調査士会連合会から各土地家屋調査士会に対しても周知される予定ですので、申し添えます。

